

各務原市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(平成21年12月7日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市税条例施行規則（平成元年規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して市税の申告等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方税電子化協議会 電子情報処理組織を使用して地方税に係る申告等の手続を行わせるシステム（以下「地方税ポータルシステム」という。）の共同開発及び共同運営を行うために設立された一般社団法人地方税電子化協議会をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 地方税ポータルシステムの利用者が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の規定による証明
 - イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として地方税電子化協議会が認めたもの
- (4) 税理士等 税理士法（昭和26年法律第237号）第18条の規定に基づき税理士として登録を受けた者又は同法第48条の2の規定に基づき設立した税理士法人をいう。
- (5) 税務代理人 税理士等で、納税者から税理士法第2条第1項第1号の規定に基づく税務代理の委任を受けたものをいう。
- (6) 運営団体 地方税ポータルシステムの運営に参加している地方公共団体をいう。
- (7) 利用者ID 地方税ポータルシステムを利用して申告等を行う者（以下「システム利用者」という。）を特定するため、システム利用者に付与する符合をいう。

(8) 暗証番号 システム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的として、システム利用者に付与する符合をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）で使用する用語の例による。

（対象とする申告等）

第3条 規則第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる申告等は、別表に掲げるとおりとする。

（電子計算機の指定）

第4条 規則第3条第1項の規定により市長の指定する電子計算機は、地方税ポータルシステムとする。

（事前届出）

第5条 電子情報処理組織を使用して申告等を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所（法人等にあつては、名称及び所在地）

(2) 対象とする申告等の範囲

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出は、当該届出に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、地方税ポータルシステムに記録することにより行わなければならない。ただし、次条第2項の規定により申告等を行おうとする者に係る届出は、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の記録を省略できるものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、利用届出の受付手続が完了した旨を電子メールにより通知する。

4 第2項の規定にかかわらず、本市以外の運営団体から利用者ID及び暗証番号の通知を受けている者が第1項の規定による届出をした場合にあつては、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録することを要しない。この場合においては、市長は、前項の規定による通知を行わないものとする。

5 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があるときは、地方税ポータルシステムを利用し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申告等)

第6条 電子情報処理組織を使用して申告等を行う者は、地方税電子化協議会から交付される地方税ポータルシステムへの入出力を行うことができるプログラム又はこれと同等の機能を有するプログラムを用いて、地方税ポータルシステムと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申告等について規定した法令等において書面等に記載すべきこととされている事項並びに利用者ID及び暗証番号を入力して、当該申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを記録することにより、当該申告等を行わなければならない。

2 前項の場合において、税務代理人又は税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成の委嘱を受けた税理士等が電子情報処理組織を使用して当該申告等(次条において「電子情報処理組織を使用して税務代理による申告等」という。)を行う場合であつて、当該委嘱をした者に係る利用者ID及び暗証番号を入力したときは、当該委嘱をした者に係る電子署名及び電子証明書を省略することができる。

3 前2項の申告等が行われる場合において、市長は、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この項において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して記録させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

4 電子情報処理組織を使用した申告等の到達については、本市の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時点において、民法(明治29年法律第89号)第97条第1項に規定する到達があつたものとみなす。

(税務代理の権限の明示)

第7条 電子情報処理組織を使用して税務代理による申告等を行う場合においては、税理士法第30条に規定する書面の提出並びに同法第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項に規定する署名押印に代えて、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために、必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)を申告等に係る情報に併せて記録することができる。

(利用規約の遵守)

第8条 地方税ポータルシステムの利用に当たっては、地方税電子化協議会が定める地方税ポータルシステム利用規約を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する申告等の手続に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月14日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

申告等	根拠条文等
退職所得に係る納入申告	地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の5及び第328条の5第2項
退職所得者の特別徴収票の提出	地方税法第50条の9及び第328条の14
法人設立（開設）届出	地方税法第317条の2第8項及び各務原市税条例（昭和38年条例第41号）第26条第7項
給与支払報告	地方税法第317条の6第1項及び第3項
公的年金等支払報告	地方税法第317条の6第4項
給与支払報告書等に係る給与所得者異動届出	地方税法第317条の6第2項、第321条の4第5項及び第321条の5第3項
法人市民税の申告	地方税法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項まで並びに地方税法第321条の13第1項
償却資産の申告	地方税法第383条
税務代理における書面の提出等	税理士法第30条並びに第33条の2第1項及び第2項